

平成十一年法律第一百七十四号
国立研究開発法人防災科学技術研究所法

目次

第一章 総則（第一条～第六条）

第二章 役員及び職員（第七条～第十四条）

第三章 業務等（第十五条～第十六条）

第四章 雜則（第十七条）

第五章 罰則（第十八条・第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「防災科学技術」とは、天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術をいう。

2 この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 防災科学技術に関する共通的な研究開発

二 防災科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

三 防災科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人防災科学技術研究所とする。

（研究所の目的）

第四条 国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「研究所」という。）は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。（国立研究開発法人）

第四条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。
(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を茨城県に置く。
(資本金)

第六条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員
(役員)

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（理事の任期）

第九条 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十二条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となれかに該当する者を除く。は、非常勤の理事又は監事となることができる。

（第十二条）通則法第二十三条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（第十三条）研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四条）第十一条」とする。

2 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四条）第十二条及び第十三条」とする。

（第十四条）研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（第十五条）研究所は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。
(業務の範囲)

一 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

4 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

5 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

6 防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること。

7 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(株式等の取得及び保有)

第十五条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の第五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。
第十六条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項目において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

（主務大臣等）

第十七条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第五章 質則

第十八条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
二 第十六条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となつたもの（次条において「引継職員」という。）であつて、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けたものが、研究所の成立の日において児童手当又は特例給付等の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において

同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際現に存する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成員のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記されなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一条の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

第五条 研究所の成立の際、第十四条に規定する業務に關し、現に國が有する権利及び義務のうち

政令で定めるものは、研究所の成立の時に於いて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が國の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額に相当する金額は、

政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、研究所の成立の時に於いて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附屬する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める機関に使用されている國有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

(理事長の任期の特例)

第八条 通則法第十四条第二項の規定により研究所の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十条第一項中「任命の日」とあるのは、「研究所の成立の日」とする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他の措置の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月二六日法律第八四号) 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第二四号) 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並

(職員の引継ぎ等)

第二条

- 2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国際国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

第三条

- 2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第四条

- 4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5

法人国

- 政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等（独立行政法人国立特別支援教育総合研究

庚子年

- 研究法人が射線医学総合研究所の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十一号)による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第七百七十六号)第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。(以下この項において同じ。)の職員として在職した後引き続いだ退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該実務日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該実務日後の研究所等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

二
游行

- 7
旅行日後の研究所等は、旅行日の前日は旅行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて旅行日後の研究所等の職員となつた者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行

日後の研究所等を退職したものであつて、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 施行田前に施行田前の研究所等

- の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあっては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあっては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあっては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあっては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあっては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあっては国立研究開発法人人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあっては国立研究開発法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあっては国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあっては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあっては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各府の長等とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に 一の云建、昭和二三三云建

- する法律（昭和二十三年法律第一百五十七号、次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第一条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとす。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づ

- (罰則に関する経過措置)**
第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

